

## 社会福祉法人田原本町社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人田原本町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

### (役員)

第2条 この規程において、役員とは、本会の理事及び監事をいう。

### (報酬の基準及び額)

第3条 理事の報酬額は、次のとおりとする。

(1) 会長たる理事（月4回、計4時間以上勤務） 月額20,000円

(2) 会長以外の理事の報酬は、これを支弁しない。

2 監事の報酬額は、次のとおりとする。

(1) 監査を行う都度 日額10,000円

3 前2項に規定する報酬の合計額は、年間300,000円を上限とする。

### (費用弁償)

第4条 役員が、その職務のため、理事会または評議員会に出席したときは、その費用を弁償することができる。弁償額は、理事会または評議員会に出席するために要した交通費、車輛燃料費（以下、「交通費等」という。）に相当する妥当な額とし、年額1,000円以内とする。

2 交通費等の実費が、前項の費用弁償額を超える場合は、当該交通費等実費を支給するものとし、この場合、前項の費用弁償は行わない。

3 役員が、その職務のため、研修会に参加したときは、その費用を弁償する。弁償額は、研修会に参加するために要した交通費等実費とする。

### (支給の方法)

第5条 第3条に規定する報酬は、次の方法によって支給する。

(1) 会長たる理事の月額報酬は、翌月15日までに本人名義の金融機関口座へ振込みにより支給する。

(2) 監事が監査を行った場合の報酬は、監査実施月に発生した報酬額を翌月

15日までに本人名義の金融機関口座へ振込みにより支給する。

- 2 第4条第1項及び第2項に規定する費用弁償については、通貨をもって毎年度末までに、本人に支給する。
- 3 第4条第3項に規定する費用弁償については、通貨をもってその都度、本人に支給する。
- 4 報酬及び費用弁償費の支給に際しては、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年5月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月27日より施行する。